

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年8月24日

-第2号-

消費生活トラブル情報

注目!

フリマサービスでの商品売買は個人間取引！
利用する際は慎重に！！

相談事例



フリマアプリで「新品で未使用」と紹介されていたブランドの洋服を購入し、代金をフリマアプリ運営事業者を支払った。しかし、届いた商品は偽物で、新品でもなかった。運営事業者にも相談したが、「お客様同士で解決してほしい」と言われた。出品者とは連絡がつかない。

アドバイス



- フリマアプリ等のフリマサービスでの商品売買は、個人間取引(購入者と出品者の双方が消費者個人)です。トラブルは、当事者間で解決を図るように求められていることを理解して利用しましょう。
- フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、その上で、出品者が設定したルールの確認や商品、送料等についての情報収集をしっかりと行い、トラブルが起こった際のリスクも考えて、慎重に利用しましょう。

参照先：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support130.html

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

豆知識

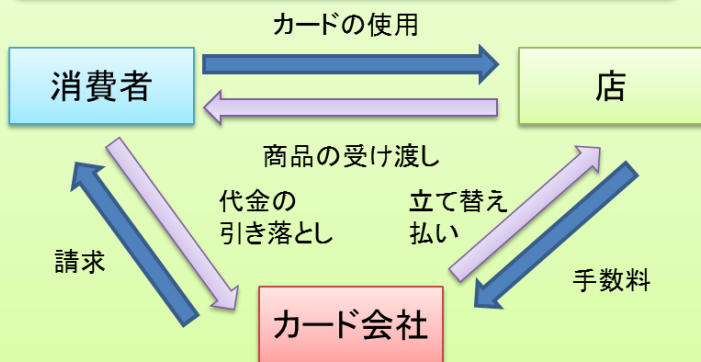
『クレジットカード』の仕組み

「クレジット契約」とは

クレジットとは「信用」という意味です。クレジット契約とは、クレジット会社が利用者（消費者）を信用して代金を立て替え、利用者が後で代金を返済する契約の仕組みです。

つまり、クレジットカードを使うということは、借金したことと同じです。使い方によっては利息（手数料）がかかります。

クレジットカードの仕組み



参照: 金融庁「わたしたちの生活と金融の働き」<https://www.fsa.go.jp/teach/chugaku/fukukyouzai.pdf>

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などの学習会に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は、「講師派遣申請書」を県HPからダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど